

## 令和4年度全国統一防火標語

## 富山市防火ポスター 金賞作品

# お出かけは マスク戸締り 火の用心

期間中、市内各所に防火ポスターを掲示して、火災予防を呼び掛けます。

### ●市内各所で秋の消防総合訓練を実施します

万一の際に落ち着いて行動できるよう、訓練に参加しましょう。

#### 【訓練内容】

消火器取り扱い訓練、煙の中を避難する訓練、119番通報訓練 など

開催日時	場所	担当署
10月30日(日) 9:00～	豊田小学校	富山北消防署
11月6日(日) 8:00～	八尾コミュニティセンターおよび周辺地区	八尾消防署
11月6日(日) 10:30～	小見小学校および周辺地区	大山消防署
11月13日(日) 8:30～	奥田北小学校および周辺地区	富山消防署



小学生の部  
関明々果さん  
(富山小学校5年生)



中学生の部  
近藤寛斗さん  
(上海中学校3年生)

その他の受賞作品は  
こちらから▶



## 防火のチェックポイント

これからの採暖期は、特に火災が起こりやすくなります。次のチェック表は、9月30日までに市内で発生した火災の主な原因に関するものです。

当てはまる項目にチェックを付け、自宅の状況を確認してみましょう。チェックできなかった項目を改善することが、火災予防につながります。

### 令和4年の市内での火災発生状況(9月30日現在)

火災発生件数…44件(うち、住宅からの火災が18件)

### 市内での主な火災発生原因

- 1位 放火(放火の疑い含む)……………5件
- 2位 たばこ、溶接機・切断機……………4件

### たばこ

- 寝たばこやたばこの投げ捨てをしていない
- 灰皿に吸殻をためず、こまめに捨てている
- 吸殻は水に濡らしてから捨てている



### 放火

- 家の周りに可燃物を置いていない
- 郵便ポストに新聞などをためていない
- 物置や車庫は施錠している
- ゴミは収集日の朝に出している
- 照明器具を取り付け、建物周辺を明るくしている



### 電気機器(リチウムイオン電池)

- 専用の充電器を使用して充電している
- 電池の仕様に応じた設定で充電している
- 膨張・異臭などの異常が生じた電池を使用していない
- 電池に衝撃を与えたり、強く押しついたりしていない
- リコール品などの電池を使用していない



### 【リチウムイオン電池による火災が増加しています】

充電式の掃除機などのバッテリーにはリチウムイオン電池が使われており、充電中などに火災が発生することがあります。火災が発生したバッテリーの多くが、純正のものではありませんでした。火災予防のため、純正バッテリーを使用しましょう。

# 農業用物価高騰に対する 補助金を交付します



園農業水産課 ☎443-2083  
園農林事務所農業振興課 ☎468-2449

ロシアのウクライナ侵攻の影響などにより、農業用肥料や飼料の価格が高騰しています。農業者が次年度の作付けに向けて営農を継続できるよう、肥料等の価格上昇の一部を補助します。

【対象】 市内の農業者のうち、来年も農業を継続する方

		補助対象	交付単価			補助対象	交付単価
主 穀 作	田	令和4年産米(自家消費用として水稻10a <sup>7-10</sup> 分を除く)、出荷作物(麦、大豆、飼料作物、そば等の経営所得安定対策交付金対象)の作付面積 ※助成対象農地のうち、基幹作のみへ助成(二毛作の場合、対象は一作のみ)。	2,000円以内/10a	出 荷 を 目 的 と し た	園芸	作付している面積	2,000円以内/10a
	畑	出荷作物(そば等)の作付面積			果樹	植栽している面積	5,000円以内/10a
畜産 (※)			乳用牛			40,000円以内/頭	
	肉用牛		20,000円以内/頭				
	豚		500円以内/頭				
				鶏(おおむね100羽以上)	30円以内/羽		

(※)令和4年9月末時点で飼養している数。

## 【申請方法】

### ・市内農業協同組合に農作物等を出荷している方

農業協同組合を通じて案内がありますので、案内に従って申請手続きを行ってください。

### ・市内農業協同組合に農作物等を出荷していない方

12月28日(水)までに、交付申請書等を、郵送または直接、農業水産課(市役所4階)、農林事務所農業振興課(大沢野行政サービスセンター2階)へ。申請書は各申込先にあるほか、市ホームページ(「農業水産課」で検索)からもダウンロードできます。

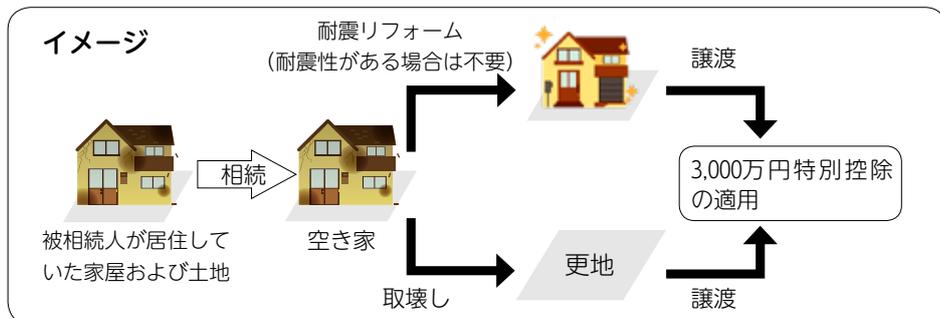
## 空き家の譲渡所得 特別控除について

相続した空き家を耐震補強して譲渡する場合や、解体して土地を譲渡する場合、譲渡所得の金額から最大で3,000万円控除される、税制上の優遇措置が受けられます。

### 【主な要件】

- ・相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること
- ・対象の空き家が昭和56年5月31日以前に建築されたものであること
- ・被相続人が亡くなる直前、当該家屋に居住していて、被相続人以外の居住者がいなかった(一人暮らしだった)こと(※)
- ・空き家を相続したときから譲渡するまでの間、居住などの用途に使われていないこと
- ・家屋を譲渡する場合、現行の耐震基準に適合するものであること
- ・更地にして譲渡する場合、譲渡前に更地にすること

(※)被相続人が住民票を老人ホームなどに移していても、特別控除の対象となる場合があります。



必要書類など詳細は、市ホームページ(「空き家の譲渡所得」で検索)をご覧ください。

### ●空き家・持ち家活用のための無料相談会

空き家の売買や賃貸、相続、解体などの悩みを無料で相談できます(申込不要)。

- 日時
- ①10月29日(出) 13:00~16:00
  - ②11月13日(日) 13:00~16:00

- 場所
- ①大沢野生涯学習センター(高内)
  - ②岩瀬カナル会館(岩瀬天神町)

※建物の位置図や写真、登記簿謄本などあれば、当日持参してください。

▶空き家・持ち家活用のための無料相談会、被相続人居住用家屋等確認申請について  
園居住対策課 ☎443-2113

▶特別控除の適用可否・確定申告について  
園富山税務署 ☎432-4191